

成年年齢引き下げに伴う成人式の対象年齢について

1. 民法の改正について

民法 第4条 年齢 20 歳をもって、成年とする。

- ・ 令和 4 年 4 月 1 日から成年年齢が 18 歳に引き下げられる。
- ・ 成年年齢の引き下げに伴い、現在 20 歳未満の方は、生年月日により成年となる日が異なる。

生 年 月 日	成年年齢	成年となる日
平成 14 年 4 月 1 日以前	20 歳	20 歳の誕生日
平成 14 年 4 月 2 日～ 平成 15 年 4 月 1 日	19 歳	令和 4 年 4 月 1 日
平成 15 年 4 月 2 日～ 平成 16 年 4 月 1 日	18 歳	令和 4 年 4 月 1 日
平成 16 年 4 月 2 日以降	18 歳	18 歳の誕生日

2. 民法改正後の成人式の対象者について

年 度 (実施予定時期)	現行どおりの場合 (20 歳の場合)	民法の成年を対象とした場合 (18 歳の場合)
令和 4 年度 (令和 5 年 1 月)	平成 14 年 4 月 2 日～ 平成 15 年 4 月 1 日生まれ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 14 年 4 月 2 日～ 平成 15 年 4 月 1 日生まれ ・ 平成 15 年 4 月 2 日～ 平成 16 年 4 月 1 日生まれ ・ 平成 16 年 4 月 2 日～ 平成 17 年 4 月 1 日生まれ

3. 「成人の日」について (資料 8-1 参照)

国民の祝日に関する法律

第 2 条 「国民の祝日」を次のように定める。

成人の日 1 月の第 2 月曜日 おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いほげます

※「成人の日」は、昔の元服や裳着に代わるものとして、それらが 1 月に行われることが多かったことなどを考慮して、当初は 1 月 15 日と規定されていた。

4. 成人式について

成人式は、法律による規定はなく、各市町村が主体となって検討を行い、「成人の日」の行事であるという趣旨を踏まえ、成人となったことを祝い励ます行事として地域の実情に応じて企画・実施している。

※「成人の日」の行事について（昭和 24 年 1 月 5 日付 文部次官通知より）

該当者の年齢については、民法並びに選挙法によれば満 20 歳、児童福祉法並びに労働基準法によれば満 18 歳となっているが、地方の習慣を尊重して成人としての自覚を持ちうる適当な年齢層を対象として行事を計画すること。

5. 各区「成人の日記念のつどい」の実施状況（資料 8-2 参照）

- ・対象年齢 その年度に 20 歳になる方
【参考】令和元年度新成人数 25,982 人（令和元年 10 月 1 日現在）
- ・実施日 「成人の日」又はその前日
【前日に実施している区】 平成 29 年度 4 区
平成 30 年度 6 区
令和 元年度 7 区
- ・場 所 区民センター、ホテル、学校（高校・大学）など
- ・実施主体 実行委員会形式

6. 他都市の状況（資料 8-3・資料 8-4 参照）

- ・20 歳を対象とすると表明した自治体
 - 政令市 京都市
 - 大阪府下 豊中市・枚方市
 - その他 奈良市・西宮市・蕨市・高松市・豊田市・豊橋市・西尾市・逗子市 など
- ・20 歳以外を対象とすると表明した自治体
 - 大分県国東市（19 歳を対象）